基金が	基金が平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項又は平成二十五年改正法附則第十九条第九項の規定により
確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法
法第百十一条第三項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第三項
厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
同法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額
厚生年金基金令	経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令
同法第百十一条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百十一条第一項
厚生年金基金	存続厚生年金基金
法第百十一条第三項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第三項
厚生年金基金令	経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令
解散したときは」とあるのは「確定給付企業年金法	解散したときは」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）
及び確定給付企業年金法	及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
年月日」とあるのは「確定給付企業年金法	年月日」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法

第七十五条第二項	
第七十六条	
第七十七条	
厚生年金基金が法	存続厚生年金基金が平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
厚生年金基金令	経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令
確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法
第七十八条第一項	
法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
第七十八条第二項及び第七十九条	
法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
厚生年金基金	存続厚生年金基金
第八十条	
法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
同項に規定する責任準備金に相当する額	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額
厚生年金基金	存続厚生年金基金
第八十一条第一項	
法第百十二条第五項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二条第五項
厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
厚生年金基金令	経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令
解散する	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項又は平成二十五年改正法附則第十九条第九項の規定により解散する
確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法
第八十一条第二項	
法第百十二条第五項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二条第五項